

平成27年度 第8回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年11月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成27年度第8回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 24名 定員 29名  
欠席 3名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
	○	8	蕨澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
	○	27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

## 平成27年度 第8回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年11月25日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 00 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>11 番 佐野 彰 委員</u>  <u>12 番 櫻井 貞夫 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号	農地賃借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 魚沼市農業委員担当地域の変更について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について 下限面積（別段面積）の設定について
5		その他  閉会宣言 14 時 55 分

## 平成27年度第8回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第3回魚沼市農業委員会総会は、平成27年11月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星主任）

それでは、時間になりましたので、ただ今から総会を始めさせていただきます。

総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員数27名のうち、欠席者は議席番号8番葦澤芳子委員、議席番号9番大島強喜委員、議席番号27番梅田隆夫委員の3名です。小島委員は、少し遅れるということで連絡がありました。出席者数24名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から平成27年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。お願いします。

(時刻は14時00分)

上村会長  
(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、それぞれ各部会から何か報告がありましたらお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回特段の報告事項はございません。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会では、この先般後期の農地パトロールを3地区回ってみました。なかなか知らない場所もありまして、これからもまた農地パトロールをまめにしたいと思います。

広報部会（中澤委員）

農業委員会だより 18号発行に向けて現在推敲が進んでおります。18号発行に伴いまして、皆さん方から原稿寄稿していただきまして、ありがとうございました。これからも全員の方々が言葉に表したたよりになるように、原稿をお願いしに急に行くかも分かりませんが、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（上村会長）

ただ今それぞれ会務報告並びに部会報告が終わりました。ご質問等ありましたらお願ひいたします。

目黒隆弥委員

すみません。1点だけ確認なんですけど、過ぎ去ったことでどうでもいいと言えぱそれまでですけども。先般の本日の会議の案内は広神庁舎、この資料を見ますとコミュニティセンター、それからこの同じ資料の中で9日の認定農業者との意見交換会が広神庁舎ですけども、先般の文書ではコミュニティセンター3階講堂、非常にあっち行ったり、こっち行ったりなんですけど、どっちが本当なのかって感じですよ。どこで、どういうふうに変ったのか。あるいは、もしだったら今日3階の入り口辺りに、会場がこっちになったというがんが私はあつてしかるべきじゃないかなと思ふんですが、いかがでしょうか。

事務局（山本事務局長）

大変申し訳ございませんでした。先般ご案内をさせていただいた会場が正しい会場でありまして、今のこの議案書の中に書いてある庁舎3階というのが、今までの訂正をされないで表記されてしまい、誠に失礼をいたしました。お詫びいたします。

議 長（上村会長）

よろしいですか。開催会場については、今後ひとつ緊急に変わる場合では何か貼り紙をしておくということで、それぞれの文書のほうでの確認ということで、今後ひとつ注意していただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

ほかにいいでしょうか。

（特になし）

続きまして、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号11番佐野彰委員、議席番号12番櫻井貞夫委員の両名を指名いたします。

## 農地賃借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地賃借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地賃借の合意解約」について、今月は12件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

それでは、報告第1号「農地賃借の合意解約」について、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地賃借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は17件受理し、受理通知書を送付いたしました。整理番号7番の相続人は、県外在住ですが、認定農業者等へ貸し付けされています。整理番号12番は、地元のご家族が管理しています。そのほかは、既に認定農業者等に貸し付けている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょう

か。

「異議なし」の声あり。  
異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今日は1件です。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	*****の一部 畑 66㎡
	転用目的	農機具格納庫

議 長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容についてご質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。  
それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

## 魚沼市農業委員担当地域の変更について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第4号「魚沼市農業委員担当地域の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山本事務局長）

議案書の8ページをご覧ください。

日程第3報告第4号「魚沼市農業委員担当地域の変更」について、農業委員会活動における農業委員の地区分担を下記のとおり変更したので、報告をいたします。先ほども会長のほうからお話があったとおり上重委員が亡くなられたというようなことで、湯之谷地区についてここに記載のとおり担当地域の変更をお願いしましたので、報告いたします。よろしく申し上げます。

議長（上村会長）

この件に関しましては、事務局の説明のとおりでございます。橘委員につきましては、区域が広がったというようなことで大変ご足労をおかけいたしますが、このようなことでご了解、また各委員の皆さま方からご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

それでは続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の9ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月の申請は売買による所有権移転が3件、贈与によるもの4件、賃借権設定1件、使用貸借権の設定に関するもの1件で合計9件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 212 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種類	所有権移転	売買	全体で*****

申請地は譲渡人の自宅裏の畑ですが、高齢で耕作できないため、処分することとなり、売買の話がまとまり申請があったものです。申請地は譲受人の自宅から近く、譲受人は経験も豊富なため、今後も効率よく耕作していくと思います。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田ほか7筆 合計 2,511.44 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種類 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*

申請地は\*\*\*\*の農地ですが、譲渡人が転居して耕作できなくなったため、譲受人が経営規模拡大を図るため、売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械も所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 2,298 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種類 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*

比較的条件のあまりよくないところですが、譲渡人が耕作できなくなり、譲受人が規模拡大を図るため、売買の申請があったものです。譲受人は認定農業者で、大型機械もそろっており、経験年数もあるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 畑 380 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種類 所有権移転 贈与

こちらの申請理由は、譲渡人が高齢で耕作できなくなり、贈与の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており、経験年数もあるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

なお、地区担当の\*\*\*\*委員から、現地確認の結果、申請地はきちんと耕作されており、問題ないということで報告をいただいております。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計 3,052 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種類 所有権移転 贈与

こちらの申請理由は、譲渡人が相続で取得した農地ですが、自分で耕作できないため、管理を任せていた親戚へ贈与するため申請があったものです。この申請地は、以前から譲受人の世帯が耕作していたところで、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 畑 110 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種類 所有権移転 贈与

申請地は譲受人の自宅近くの畑ですが、譲渡人が遠方で耕作できないため、管理を任されていた譲受人が贈与することとなり、申請があったものです。譲受人は30年以上経験年数もあり、大型機械もそろっているため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計701㎡  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種類 所有権移転 贈与

申請理由は、譲渡人が遠方で管理できないため、申請地の近くに住む譲受人と贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号8 申請地 \*\*\*\* 畑 3,084㎡  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種類 賃借権設定 1年間 全体で\*\*\*\*

申請地には既にブルーベリーが植えられており、きちんと栽培のほうがされています。譲受人が新規就農するため、正式に賃貸借権の設定をするもので、今後は離農する農家から借り受けて、耕作放棄地等を解消のため、自宅周辺の畑も借り受けて耕作していきたいと話をされていました。大型機械については、圃場の耕作者から協力をしてもらい、今後とも効率よく耕作していくということですので、問題ないと考えます。

次の整理番号9番については、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から9番は、議案書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。引き続き、地区担当委員の調査・補足説明がありましたら、お願いいたします。

橘 精一委員

整理番号1ですが、先般\*\*\*\*さんのお家へお伺いしてお話を伺ってきまして、今後も畑として利用されるそうです。

中澤正規委員

整理番号2ですが、現地確認の結果、問題ないと思います。詳細については事務局の説明のとおりでございます。

小岩 勇委員

整理番号3ですが、詳細のほうは事務局の説明のとおりでございますし、先般11月7日に\*\*\*\*君から電話があり、現地確認いたしました。問題ないと思います。

橘 精一委員

整理番号5ですが、先日\*\*\*\*の\*\*\*\*さんのところへお伺いして話を聞いてきました。そうして重機が入っているので、話をしましたら今土壤開発作業中

です。就農に真剣ですので、心配ないと思います。

星野貞樹委員

整理番号6ですが、\*\*\*\*\*さんともお会いしましたし、現地も確認しました。詳細については説明のとおりです。問題ないと思います。

目黒隆弥委員

整理番号7ですが、詳細につきましては今ほど事務局の説明したとおりでございますが、22日に現地確認行いましたけれども、水田につきましてはほとんど今整理状態が十分とは言いかねますけれども、畑としての利用価値があると思いますし、この後間違いなく耕作していただけたらと思います。

櫻井信夫委員

整理番号8ですが、この1日に私現地確認してきました。事務局の説明のとおり、現にブルーベリーが植樹されて、全部一本一本冬囲いがしてありました。詳細は事務局の説明どおりです。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転贈与に関する整理番号4番から7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、賃借権設定に関する8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、使用貸借権設定に関する9番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から9番まで申請どおり許可することといたします。

## 事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 12 ページをお願いします。

議案第 2 号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は 1 件となっています。

整理番号 1	申請人	当初計画者	*****
		承継者	*****
	申請地		***** 田ほか 1 筆 合計 970 ㎡
	転用目的		駐車場用敷地
	変更申請概要		承継及び一時転用の期間延長
	変更理由		病院周辺整備事業の期間延長のため

本件は、平成 25 年 7 月の総会において病院建設工事に伴う病院職員用仮設駐車場整備のために一時転用許可が出され、その後平成 27 年 6 月の総会において本年 12 月 31 日までの期間延長がありました。今後も病院周辺整備事業が予定され、駐車場不足が見込まれることから、\*\*\*\*\*が承継し、期間も平成 29 年 12 月 31 日まで延長する旨、事業計画変更承認申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

阿達 正委員

整理番号 1 ですが、事務局の説明どおり、既に前の総会にて期間延長の申し出があり、皆さんに認めてもらいました。特段問題ありません。

議長（上村会長）

ただ今、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 2 号「事業計画変更承認申請の承認」については、申請どおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 13 ページをお願いします。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、  
今月の申請は賃借権の設定が 1 件です。

整理番号 1	譲渡人	*****	
	譲受人	*****	
	申請地	*****	田ほか 1 筆 合計 970 m <sup>2</sup>
	権利の種類	賃借権設定	月額*****円
	転用目的	駐車場用敷地	
	申請概要	承継及び一時転用	
	農地区分	第三種農地	
	判断理由	都市計画用途地域内のため。	

詳細は議案第 2 号で説明のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

先ほどの第 2 号議案の関連もあります。続いて、地区担当委員の補足説明ありましたら、お願いいたします。

阿達 正委員

整理番号 1 ですが、先ほどと同じ場所です。

議長（上村会長）

ただ今、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容等質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号 1 番については申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 3 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 14・15 ページをお願いします。

議案第 4 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は 6 件です。

整理番号 1	農地の所在 新地目 申請者 非農地の原因	***** 田ほか 2 筆 合計 991 m <sup>2</sup> 原野 ***** 昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号 2	農地の所在 新地目 申請者 非農地の原因	***** 田ほか 3 筆 合計 2,043 m <sup>2</sup> 原野 ***** 20 年以上前から耕作をしていないため原野山林化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号 3	農地の所在 新地目 申請者 非農地の原因	***** 田 2,140 m <sup>2</sup> 原野 ***** 昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号 4	農地の所在 新地目 申請者 非農地の原因	***** 畑ほか 1 筆 合計 1,424 m <sup>2</sup> 原野 ***** 昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号 5	農地の所在 新地目 申請者 非農地の原因	***** 畑ほか 1 筆 合計 243 m <sup>2</sup> 原野 ***** 昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。
整理番号 6	農地の所在 新地目 申請者 非農地の原因	***** 畑ほか 1 筆 合計 178 m <sup>2</sup> 原野 ***** 林に囲まれた低地で、40 年以上耕作できない状況にあり、原野化してしまったため。

議 長（上村会長）

議案第 4 号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、整理番号 1 番から整理番号 6 番まで説明のとおり決定することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の16ページをお願いします。

議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	161 件
	筆数	1507 筆
	面積	874,637.18 m <sup>2</sup>

詳細につきましては事前配布のとおりです。

続きまして所有権移転ですが、議案書の85ページをお願いします。所有権移転について、今月は2件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか4筆
			合計2,621 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格		全体で*****
整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか6筆
			合計2,456 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格		全体で*****

利用権設定並びに所有権移転について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただ今事務局の説明が終わりました。事前配布ということがございます。内容等につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 下限面積（別段の面積）の設定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の86ページからをお願いします。

議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定」について、下限面積の設定について皆さまに提案申し上げるものです。下限面積とは、農地法第3条第2項第5号に定められている農地の権利取得の際の最低限クリアしなければならない面積要件のことです。その面積は、都府県では50アール、北海道では2ヘクタールとなっています。

しかし、地域の実状により農水省令に基づいて各農業委員会が下限面積を定め、それを公示した場合はその面積で設定できることとなっております。これを別段面積といいます。当農業委員会では、法改正後下限面積については50アールから引き下げて30アールに設定してきたところであります。農業委員会の事務の適正化通知により、それらについて毎年総会において設定、あるいは修正する必要があるかについて審議せよとなっております。よって、本総会において、別段面積の修正の必要があるかないかについて、審議いただきたいものであります。

そこで、事務局からの提案ですが、現行の下限面積30アールの変更を行わないということをご提案させていただきます。理由としては、私どもが押さえております農家台帳の集計結果が総農家に占める30アール未満の農家の割合が全体の約4割という項目に該当するため、現行の下限面積の変更を行わないということです。耕作放棄地等が多くある市町村については、下限面積をさらに引き下げることもできるわけですが、当市の耕作放棄地は全体面積の1%未満であり、その多くが沢の中の小さな田んぼや山間地の畑などで既に山林・原野化したものであり、下限面積を下げてそれらの解消につながる見込みのないことから、農家台帳の数値をもとに30アールとしたいものです。以上です。

議長（上村会長）

今この件につきまして、事務局から詳細な説明がございました。これも例年協議をなさいますというようなことで、昨年も協議をしてきているわけですが、説明のようなことで変更を行わないという提案でございます。質問・ご意見のある方は、ここで発言をお願いいたします。

（特になし）

検討の内容につきましても、87ページ以降記載してあるということでございます。特になければ、採決に入ります。議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定」について、現行の下限面積30アールの変更は行わないということで、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、このようなことで進めさせていただきます。

以上、本日の総会の報告事項並びに議案事項については、全て慎重審議の結果、審議をいただき終了いたしました。ありがとうございました。

## その他

議長（上村会長）

続いて日程5「その他」ということで、各団体選任委員から報告等ありましたらお願いいたします。

関 武雄委員（北魚沼農協）

2点ばかりお伝えしたいことがございます。第1点目は、今月の23日ですけれども、待望でございました堀之内支店が竣工し、業務を開始しております。皆さまのほうからまたお取り持ちをお願いしたいと思っております。

それと、先般の経営管理委員会におきまして27年度産の米の追加払いを決定させていただきました。コシヒカリの1等・2等につきまして500円の追加払いをするということでございます。以上です。

渡邊正一委員（農業共済）

27年産の水稲共済の1筆評価のみであります。被害状況がまとまりましたので報告申し上げます。魚沼市では、7戸527アール、支払い共済金額の見込みが93万3千円。三魚沼、小千谷含めて全体では、150戸693筆7,542アール、合計1,420万1千円。中身は、台風15号による強風等の影響で白穂と変色穂の被害、特に南魚沼、六日町、塩沢、それから十日町の中里辺りがだいぶ被害が出たということがあります。そのほか、病害、虫害、鳥害、獣害等発生したという内容であります。なお、品質方式についてはまだまとまってないということで、これはまた後日報告申し上げます。以上です。

目黒隆也委員（土地改良区）

今回は報告する事項ございません。

議長（上村会長）

それぞれ団体からの報告等ありました「その他」ということでありますが、皆さん方から何かありましたら、ご発言をお願いいたします。

阿達 正委員

30アール下限という話なんですけど、例えば11ページの8番の例なんですけど、新規就農で賃借料の設定をして、新規就農するために土地がいるというような人の場合は、ゼロでもこういう賃借料の設定をすれば新規就農で認められるということですか。全然土地を持っていなくても。

事務局（星主任）

自己所有地がゼロの方でも、自己所有地もしくは借り入れをした農地の面積が3反歩超えれば、下限面積を満たすという話です。

阿達 正委員

そういうふうですね。はい。すみません、ありがとうございました。

議長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

特になければ、本日の総会については以上をもって閉めさせていただきます。なお、12月9日にはご案内のとおり、認定農業者との懇談会があります。認定農業者会との打ち合わせの中では、当日は三つか四つぐらいの班に分かれて現状の状況を、協議してはどうかというようなことで、ブロックでの意見交換会をやるのではないかということを考えております。そのほかに振興局のほうから現状の状況等々をお話いただいた中で分科会に分かれてというようなことで予定をしております。そんなことで、農業委員会にも認定農業者の方々がおられますし、そのほかの認定農業者が集まる年1回の開催でございますので、ひとつ皆さま方からご出席のほどよろしくお願いいたしまして、本日の総会を閉じさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

（時刻は14時55分）

上記会議の内容は、平成27年度第8回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---